

「食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項を定める内閣府令（案）」の概要について

食品表示法（平成25年法律第70条）及び食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（仮称、未公布。以下「令」という。）の施行に伴い、令第7条第1項ただし書で規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項（※）について定める。

【国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項】

令第7条第1項ただし書で規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項並びに栄養成分の量及び熱量（一般用加工食品及び容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第5項に規定する容器包装をいう。）に入れられた添加物にあっては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を除く。）並びにこれらを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。

- （1）栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムに限る。）の量及び熱量
- （2）特定保健用食品（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第2条第1項第5号に規定する特定保健用食品をいう。）に関する事項
- （3）機能性表示食品に関する事項

【施行期日】

法の施行の日から施行

※ 令第7条第1項において、消費者庁長官に委任された権限（指示、申出の受付等）に属する事務の一部を都道府県知事等が行うこととしているところ、同項ただし書の規定により、消費者庁長官自ら行うことを妨げないこととした指示等に関する事務に係る表示の事項。